2019年
5月号

- トピックス I. ミャンマー消費者保護法: 物品売買における保証とミャンマー語表示義務の
動向
II. インド法における取締役の責任

I. ミャンマー消費者保護法: 物品売買における保証とミャンマー語表示義務の 動向

執筆者: 湯川 雄介、今泉 勇

5000万人超の人口という市場の潜在性を見越し、近時、ミャンマー市場に商品を販売しようという日系企業も見られるところですが、本稿では、特に消費者に対する商品売買に際して留意すべき保証およびミャンマー語表示に関する法令について概説します。

1. 契約法の原則

ミャンマーの国内での物品売買契約に関しては¹、旧宗主国である英国判例法をベースにした1872年契約法(Contract Act, 1872)および1930年動産売買法(The Sales of Goods Act, 1930)が適用される²、1930年動産売買法においては、売買に関する条件(condition)と保証(warranty)が規定されています³。

動産売買法によれば、同法の規定またはその他適用のある法律に別段の定めがない限り、売買契約に基づいて提供を受けた動産がある特定の目的のための品質または適性を有することについては、一定の例外を除き、黙示的な保証(または条件)は存在しないものとされるので、保証は、売主により明示的にされて初めて契約の売買契約を構成するのが原則です。ただし、上記「一定の例外」の一つに、品質または目的適合性に関する黙示の保証または条件は、取引慣行によって補充されるというものが⁴あります。

¹ 以下では、ミャンマー国内売買を想定し、国際的な売買の場合に適用されるウィーン売買条約の適用は考慮しません。

² 後者は、元々は前者の一部であったものが後年独立の法律として切り出されたものです。

³ このうち保証とは、契約の主たる目的にとって付随的な条項であり、その違反は損害賠償請求権を生じさせるものの、動産の受領を拒絶または当該契約を履行拒絶されたものとして取り扱う権利を生じさせるものではないとされています。それに対して、条件とは、契約の主たる目的にとって必要不可欠な条項で、その違反は当該契約の履行拒絶として取り扱う権利を生じさせるものとされます。

⁴ なお、動産が売主(当該者が生産者であるか否かを問いません。)からある説明に基づいて販売される場合、当該動産は、商品としての適格性のある(merchantability)品質を持つという黙示の「条件」が付されます。ただし、買主が当該動産を十分に確認した場合、当該確認により発見されるべきであった瑕疵は、黙示の「条件」の対象とはなりません。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. 2019年消費者保護法

以上に関連して、事業者と消費者の関係に適用される別の法律として、消費者保護法が存在します。同法については、2014年に施行された旧法を改正する形で、2019年3月15日に改正法が施行されています。同法の定める事業者⁵の義務は、広範なものが含まれますが、以下、(1)前記1の動産売買法の内容を修正と思われる保証、および(2)保証に関連する内容である商品表示(ラベリング)について概説します。

(1) 保証

同法の文言上、事業者にはすべからず同法の定める保証を提供する義務があるのか、それとも任意に保証を提供する場合のその内容を定めているのか、判然とはしませんが、保証内容に含めるべき情報として、以下が定められています。

- 消費者が享受できる品質
- 正確な品質、容量・重量等
- 安全であること
- 消費者の要求への適合性
- サンプルとの同等性
- 保証期間・使用可能期間中にスペアパーツ等を有していること
- 広告等に含まれる内容との整合性

違反した場合、同法によれば、当局は、事業者に対し、警告、修正要求、交換要求、損害額相当の償還要求を行うことができます。他方、消費者は、事業者に対し、保証にしたがった修正または交換、商品と同価値の金銭または同等品の受領、同等品との交換、(表示に関する情報の記載がない場合)生じた損害の賠償のいずれかを請求できます。

(2) 商品表示(ラベリング)

同法によれば、保証とは別に、商品表示義務も規定されています。それによれば、商品のカテゴリーに応じた以下の内容の表示が義務づけられています。

- 商標
- 分類、サイズ、数量、保管・使用方法に関する指示
- 製造日、(使用)期限、パッチナンバー
- 輸入品については、輸入者の名称・住所および製造者の名称・住所
- 製造場所または輸入品の場合にはリパッケージングの場所
- 商品に含まれる原料の名称、数量、比率
- 健康に関連する副作用またはアレルギーに関する表示ならびに事前警告
- 関連する政府当局により記載を要する事項

商品表示の言語は、①ミャンマー語、または②ミャンマー語および他の言語、のいずれかとされています。違反した場合には、損害賠償、商品等の提供禁止、ライセンスの没収のいずれかの対象になります。

⁵ 同法の主たる規制対象である事業者には、商品の製造、販売、保管、処理等を行う事業者が幅広く含まれています

3. ミャンマー語の商品表示義務の直近の動向

ミャンマーでは昨年から今年にかけ、消費者保護法に基づくミャンマー語の商品表示義務に関して実務上の混乱が見られました。

旧法時代は、実務上、あまり厳格に法令が適用されていなかったところ、旧法下の 2018 年 10 月、消費者保護中央委員会は、突然、幅広い商品に関してミャンマー語の商品表示を義務づける通達(「旧通達」)を出しました。旧通達では、猶予期間が 6 ヶ月しか設けられていなかったことから、特に外国投資家に大きな混乱を引き起こしました。

その後、前記の通り、通達の根拠となる消費者保護法自体が改正されたため、旧通達それ自体の適用も見送られましたが、現在では、改正消費者保護法をベースに、ミャンマー語の商品表示義務を改めて義務づける通達の内容が検討されているようです。上記 2(2)の商品表示(ラベリング)義務については、消費者保護法上、同法の施行より 1 年間猶予がされていますが、上述の通り法律上は表示内容が必ずしも十分に明確とはいえないため、新しい通達の内容の動向については注視が必要であるとともに、必要に応じて積極的に所轄当局に確認に赴く等の措置を講ずることが望ましいものと思われます。

以上



ゆ かわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@jurists.co.jp

1998 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007 年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013 年 1 月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、法整備支援関連プロジェクトへの関与、ヤンゴン大学での講義の実施等の諸活動に基づき、ミャンマーにおいて広いネットワークを有する。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士
i.imaizumi@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、インド・ミャンマー・ベトナム等のアジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012-2013年インドの Khaitan & Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応、2016年3月以降ホーチミン事務所での駐在勤務経験を経て、2017年5月より東京事務所に復帰。

II. インド法における取締役の責任

執筆者: 今泉 勇、鈴木 多恵子、Ashish Kabra

近時、特にインドの上場会社において、取締役が不正行為の嫌疑で逮捕または起訴される事例が報道されています。例えば、インド版エンロン事件とも呼ばれる Satyam 事件では、同社の独立取締役と非プロモーター取締役も刑事訴追されています。また、Deccan Chronicle の元取締役は小切手不渡事案で逮捕されました。インド企業の実務取締役は、ますます高いリスクに直面するようになっていると言えます。

インドにおいても日本と同様、取締役会は、会社のガバナンスにおいて重要な機関です。また、取締役は、会社と信頼関係にあり、また、(限定的な意味において)株主のための受託者でもあります。したがって、取締役は、会社およびその他の利害関係者に対する義務を念頭に置いて、職務遂行にあたる必要があります。本稿では、刑事および民事の責任を含め、インドの法律上、取締役がどのような責任を負うかを概説します。

1. 取締役の責任制度の枠組み

まず、インド法上、会社に違反行為があった場合、当該法人に刑事罰を科すことができる⁶ところ、そのような場合においては、その取締役に対しても、当該取締役の行為について刑事罰が科される場合があります。この点について最高裁判所は、(i)当該取締役個人について、犯罪の故意(mens rea)および犯罪行為において積極的な役割を担ったことの十分な証拠がある場合、または、(ii)法律上明文で取締役の代位責任が規定されている場合には、会社とともに取締役も起訴できると判示しています⁷。

更に、法律上、会社の違反行為について取締役に厳格責任(strict liability、無過失責任)を負わせている場合があります。このインド法上の厳格責任は、大きく以下に分類されます。

1. 2013 年会社法(「会社法」)の定める責任
2. 代位責任
3. 一定の法律が規定する特定者の責任

2. 会社法の定める責任

会社法第 166 条は、従前判例法として認識されていた取締役の善管注意義務を成文化したものです。取締役は、株主による代表訴訟等により、損害賠償責任等の民事責任を負う可能性があります⁸。この責任は、通常、「違反役員」(“officer who is in default”)に該当する者、または特定の規定に基づいて定義される者に分類されます。

まず、会社法第 2 条第 60 号は、“officer who is in default”を定義しています。一般的には、常勤取締役、CEO や CFO 等の主要経営責任者(“key managerial personnel”)、表見的または名義上の取締役等がこの対象となり、会社法の大半の規定は、

⁶ Iridium India Telecom Ltd. v. Motorola Inc (2011) 1 SCC 74; Standard Chartered Bank v. Directorate of Enforcement, (2005) 4 SCC 530

⁷ Sunil Bharti Mittal v. C.B.I.(2015) 4 SCC 609

⁸ 会社法の定める義務の内容は、次のとおりです。

- (1) 会社の取締役は、会社の目的を構成員全体の利益のために、また会社、その従業員、株主、地域社会の利益のために、また環境の保護のために、誠実に行動しなければならない。
- (2) 会社の取締役は、相当の注意と努力をもってその職務を行い、独立の判断をしなければならない。
- (3) 会社の取締役は、会社の利益と相反する、または相反する可能性のある直接または間接の利益を有する状況に関与してはならない。
- (4) 会社の取締役は、自己またはその親族、パートナーもしくは提携者に不当な利益をもたらしてはならず、その利益を達成しようと試みてはならない。当該取締役が不当な利益をもたらす行為で有罪と判定された場合、当該取締役は、当該利益に相当する金額を会社に支払う責任を負う。
- (5) 会社の取締役は、その職を譲渡してはならず、また当該譲渡は無効とする。

“officer who is in default”に対して違反行為に対する責任を負わせています。もともと、個別条項で、特定個人の責任が規定されていることもあります。例えば、会計帳簿の管理に関する第 129 条は、会計が適切でない場合、①マネージングディレクター、②常勤の財務担当取締役、③最高財務責任者(CFO)、④取締役会から当該規定を遵守の職責を与えられたその他の者が責任を負うとしています。

一方、会社法では、非業務執行取締役(non-executive directors)や独立取締役に対する、一定のセーフハーバーも規定しています。第 149 条第 12 項は、独立取締役、およびプロモーターまたは主要管理職ではない非業務執行取締役は、取締役会の議事等を通じて、かつ、当該取締役の同意もしくは黙認を得て、または当該取締役が勤勉に行動しなかった場合にのみ、当該取締役の知る限りにおいて生じた会社による不作為または作為に関して責任を負うとしています。

3. 代位責任

インドの多くの法令には、企業が違反を犯した場合当該企業に加えて責任を負う個人を定める代位責任(vicarious liability)条項が含まれています⁹。一般に、これらの条項においては、会社の事業執行に責任を有することがその主要な要件であり、取締役の不知(without his knowledge)または違反行為の防止に最善を尽くしたことを立証した場合には免責される(ただし、違反行為について同意または黙認をした場合および違反が不作為に起因する場合は除く)と規定されているのが通常です。

この法理について、最高裁判所は、すべての取締役が事業執行責任者として自動的に扱われるわけではないとしています。従前判例は、会社法の“officer who is in default”の定義に該当する役員は、会社の事業遂行に責任があるとみなされるとの見解を示していましたが、当該判断は、現行会社法が施行される前の 1956 年旧会社法に基づくものであり、同法では“officer who is in default”の定義には、主要経営責任者は含まれていませんでした。一方で、現行会社法においては“officer who is in default”の定義にこれも含まれているため、現在は、主要経営責任者もこの事業執行責任者に含まれる可能性があります¹⁰。

また、取締役が有責とされるには、“officer who is in default”の定義に該当するのみならず、当該会社の事業を実際に担当していたことも立証されなければなりません。判例は、会社の日常業務を統括する者が会社の担当者にあたり、通常、非業務執行取締役は、その直接的な役割が立証されない限りこれには含まれません。ただし、当該取締役が同意または黙認や有過失の場合には、責任追及の対象となる可能性があります。

4. 一定の法令が規定する特定者の責任

一部の法令では、会社による違反に対して責任を負う特定の個人を定めています。例えば、1948 年工場法は、同法の違反に関して、占有者(“occupier”)に厳格責任を科しています。この占有者とは、最終的な施設の支配権を有する者であって、会社が、取締役の中から 1 名、管轄当局に対して特定し通知します。占有者として特定・通知された取締役は、工場の管理者その他の使用人に委託された工場の管理について不知又は無関与であったとしても、免責されません。

5. 日系企業における実務上の留意点

以上も踏まえ、次の点に留意すべきと言えます。

- ✓ 法令により、取締役が責任を追う範囲(業務執行に責任を有するか否か等)、責任の内容(厳格責任か、反証が認められるか等)が異なるため、各取締役への権限委譲の範囲は、慎重に検討すべき
- ✓ 取締役が、リスクの存在を認識し、または経営に疑義を生じさせる事由があると認められる場合、または違反が生じるおそれがあると認められる場合、適切な調査を実施することが重要である。ただし、その実施を専門家に頼るだけでは、取締役の責任が果たされたと当然に考えられるわけではない
- ✓ インドにおいても(むしろ、インドにおいては特に)、取締役は、適切な D&O 保険を付保するか、会社補償を得ておくことが望

⁹ 例えば、1881 年手形法第 141 条、1992 年証券取引所法第 27 条、2002 年マネーロンダリング防止法第 70 条、1961 年所得税法第 278-B 条、1999 年外国為替管理法第 42 条、1948 年最低賃金法第 22C 条。

¹⁰ K.K. Ahuja vs V.K. Vora & Anr, (2009) 10 SCC 48; National Small Industries Corp.Ltd. v. Harmeet Singh Paintal, (2010) 3 SCC 330

ましい¹¹。

以上



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

i_imaizumi@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、インド・ミャンマー・ベトナム等のアジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012-2013年インドの Khaitan & Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応、2016年3月以降ホーチミン事務所での駐在勤務経験を経て、2017年5月より東京事務所に復帰。



すずき たえこ
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

t2_suzuki@jurists.co.jp

2012-2013 年インドの Nishith Desai Associates 法律事務所に出向(同ムンバイおよびバンガロールオフィス)。現在、東京事務所を拠点として、日系企業のインドビジネス案件への助言に専従。特に、インドのインフラ案件、税務・労務、紛争(訴訟・仲裁)案件等に注力し、頻繁に現地入りしている。

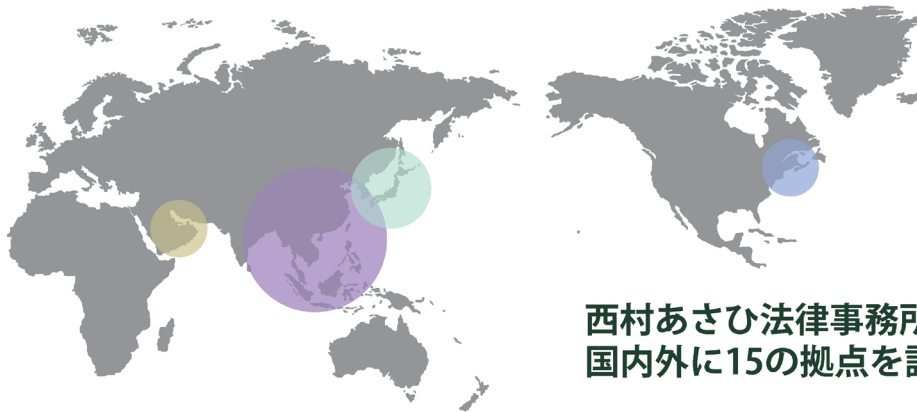


アシシュ カブラ
Ashish Kabra

インド法弁護士

欧米日本企業を主要クライアントとして、インドの紛争(訴訟・仲裁)、危機管理案件等に従事。2019 年から Nishith Desai Associates シンガポールオフィス所属、2019 年 3 月より西村あさひ法律事務所東京オフィス出向在席。

¹¹ なお、会社は、会社法に基づき、取締役のために D&O 保険の保険料を支払うことができます。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 伊藤剛志
藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer

ドバイ駐在員事務所

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
代表 中島和穂
駐在代表 森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
代表 Luky Walangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。